

平成25年度

国有林野の管理経営に関する
基本計画の実施状況

平成26年 9 月

農林水産省

国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況は、「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和26年法律第246号）第6条の3第1項の規定に基づき公表するものである。

目 次

平成25年度の実施状況の概要について	1
1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進	8
(1) 公益重視の管理経営の一層の推進	9
① 重視すべき機能に応じた管理経営の推進	9
ア 国有林野の機能類型区分	9
イ 機能類型区分に応じた森林施業等の実施	11
② 路網の整備	15
③ 治山事業の実施	17
(2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献	21
① 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及	21
② 林業事業体の育成	23
③ 民有林と連携した施業の推進	25
④ 森林・林業技術者等の育成	27
⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発	29
(3) 国民の森林としての管理経営	31
① 双方向の情報受発信	31
② 森林環境教育の推進	35
③ 森林整備・保全等への国民参加	41
ア 分収林制度による森林づくり	41
イ NPO等による森林づくりや森林保全活動の支援	43
ウ 木の文化を支える森づくり	47

(4)	地球温暖化防止対策の推進	49
(5)	生物多様性の保全	53
2	国有林野の維持及び保存	58
(1)	森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理	59
①	森林の巡視及び境界の保全	59
②	森林病虫害の防除	61
③	鳥獣被害の防除	63
④	保安林の適切な管理	67
(2)	「保護林」など優れた自然環境を有する森林の維持・保存	69
①	「保護林」の設定及び保全・管理の推進	69
②	「緑の回廊」の整備の推進	73
③	野生生物の保護管理の推進	77
④	地域やNPO等との連携による保護活動の推進	81
⑤	環境行政との連携	83
3	国有林野の林産物の供給	86
(1)	林産物の安定供給	87
(2)	林産物等の販売	91
4	国有林野の活用	94
(1)	国有林野の活用の適切な推進	95
(2)	公衆の保健のための活用の推進	97

5	国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる 民有林野の整備及び保全	100
6	国有林野の事業運営	104
	(1) 民間委託の推進	105
	(2) 情報システムの活用	107
	(3) 計画的かつ効率的な事業の実行	109
	(4) 安全・健康管理対策の推進	109
7	その他国有林野の管理経営	112
	(1) 人材の育成	113
	(2) 地域振興への寄与	115
	(3) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献	117
	(4) 関係機関等との連携の推進	117
	(参考)	
	1 用語の解説	123
	2 林野庁、森林管理局等のホームページアドレス	129
	(索引)	
	図及び表の索引	131
	各森林管理局の取組事例の索引	133

平成25年度の実施状況の概要について

(国有林野事業の役割と一般会計への移行)

国有林野は、我が国の国土の約2割、森林面積の約3割を占めており、その多くは奥地脊^{せきりょう}梁山^{せきりょう}地や水源地域に分布し、原始的な天然林*も多く残されています。

国有林野の管理経営については、その立地や森林資源等の状況を踏まえ、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、林産物を持続的かつ計画的に供給するほか、国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として実施しています。

このような中、平成23年7月26日に閣議決定された「森林・林業基本計画*」等を踏まえ、近年の森林に対する国民の多様な要請に応えるため、国有林野事業は、上記の目標の下、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織、技術力及び資源を活用して我が国の森林・林業の再生へ貢献することが必要とされています。

このため、平成24年6月27日に公布された「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」（以下「国有林野管理経営法等改正法」という。）に基づき、企業的運営のための国有林野事業特別会計を廃止し、平成25年4月1日より、国有林野事業は、その組織・事業の全てを一般会計に移行しています。

一般会計への移行と併せて、平成24年12月19日には「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という。）を変更しました。

平成25年度から変更した計画の下、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、公益重視の管理経営を一層推進するため、新たな機能類型の下での管理経営や「公益的機能維持増進協定^{*}」に基づく国有林野及びこれに隣接・介在する民有林野の一体的な整備及び保全等に取り組んでいます。また、その組織、技術力その他各種資源を活用し、林業の低コスト化等森林・林業全体の再生に貢献できる取組等を進めています。

**(参考1) 国有林野管理経営法等改正法案の提案理由説明
(平成24年第180国会 農林水産省) (抜粋)**

国有林野事業は、これまで、奥地の水源地域などに多く所在する国有林野について、その公益的機能の維持増進を基本としつつ、特別会計により企業的に運営してきたところであります。

一方、我が国の森林・林業の状況をみると、国有林及び民有林を通じた森林の公益的機能の発揮が強く期待されており、また、地域によっては、国有林に隣接する民有林において十分な整備や保全が行われていない状況もみられます。

このような状況を踏まえ、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るため、国有林野事業について、国有林と民有林の一体的な整備及び保全を図るための仕組みを創設するとともに、特別会計により企業的に運営する事業から、一般会計で実施する事業に見直すこととした次第であります。

*右肩に「※」と書いてある用語については、解説を123～128ページに掲載。

(参考2)

「国有林野の管理経営に関する基本計画」の変更のポイント

国有林野は、「国民の^{もり}森林」として引き続き一体的に管理経営し、民有林施策との一体的な推進を図りつつ、次のような取組を一層計画的に実施。

1 公益重視の管理経営の一層の推進

- ・ 重視すべき機能に応じ5タイプに区分し、公益林として管理経営
- ・ 適切な管理経営を通じた地球温暖化防止や生物多様性保全への貢献
- ・ 公益的機能維持増進協定制度を活用した隣接・介在する民有林との一体的な整備・保全の推進

2 森林・林業再生への貢献

- ・ 国有林の組織・技術力・資源を活用し、林業事業体の育成、民有林と連携した施業の推進、林産物の安定供給等民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組み、我が国の森林・林業の再生へ貢献

3 「国民の^{もり}森林」としての管理経営、地域振興への寄与等

- ・ 国民の財産である国有林野をより開かれた「国民の^{もり}森林」として管理経営
- ・ 再生可能エネルギーを利用した発電に資する活用の推進
- ・ 海岸防災林の再生や国有林野の活用、復興用材の供給、国有林野の除染等による東日本大震災からの復旧・復興への貢献

(参考3)

国有林野事業の一般会計移行までの概要

農林省山林局
所管の国有林
(北海道以外)

宮内省 皇室林野局
所管の御料林

内務省北海道庁
所管の国有林
(北海道)

昭和22年 林政統一

3省庁所管の国有林が農林省所管となる。
(企業的運営による独立採算方式の特別会計制度を採用)

昭和30年代

高度経済成長等に伴う木材需要の増大を背景に、伐採量が拡大し、要員規模も拡大。

財務状況が好調に推移したことから、林政協力費として一般会計への繰入れ等を実施。

昭和40年代以降

公益的機能発揮の要請の高まりや、木材貿易の完全自由化等による外材の輸入増加に伴う伐採量減少、木材価格の下落等から、財務状況が急速に悪化。

昭和53、59、62、平成3年

4次にわたる改善計画(自主改善努力)にもかかわらず、経営状況はさらに悪化。

平成10年

国有林野を将来にわたって適切かつ効率的に管理経営するため、国有林野事業を抜本的に改革。

平成25年

公益重視の管理経営の一層の推進と森林・林業再生への貢献のため、**組織・事業の全てを一般会計へ移行。**

(管理経営基本計画及び平成25年度の実施状況)

国有林野事業では、国有林野の管理経営の基本方針を明らかにするため、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、管理経営基本計画を策定し、これに基づき管理経営を行っています。

管理経営基本計画は、10年を1期とする計画で、5年ごとに改定することになっています。

平成25年度は、一般会計への移行と併せて、平成24年12月に変更した管理経営基本計画に基づき、国民共通の財産である国有林野を名実ともに開かれた「国民の^{もり}森林」としていくため、①新たな機能類型の下での国土保全や水源涵養等の公益的機能の維持増進や公益的機能維持増進協定の締結推進、②森林・林業再生に貢献するため、林業の低コスト化につながる取組や民有林と連携した森林施業^{かん}*等の推進、③森林環境教育や森林とのふれあい等の推進、④地球温暖化防止、生物多様性の保全等、政策課題への率先した取組等に努めました。

本報告は、こうした平成25年度における管理経営基本計画の実施状況について、国民の理解をいただけるよう、写真と図表を用いてできるだけ分かりやすく記載したものです。

(平成25年度の主な取組)

平成25年度に実施した主な取組は、以下のとおりです。

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

- 新たな5タイプの機能類型の下で、長伐期施業^{*}や育成複層林^{*}へ導くための施業等を実施しました。(9、11ページ)
- 外来種駆除や間伐^{*}等を国有林野及びこれに隣接・介在する民有林野において一体的に実施する「公益的機能維持増進協定」を締結しました。(101ページ)
- 台風や集中豪雨等による山地災害の復旧等や、民有林の被害調査への支援に迅速に対応しました。(17ページ)

(2) 森林・林業再生に向けた貢献

- コンテナ苗^{*}の活用等地域の状況に応じた低コストで効率的な施業のための技術の開発・普及に取り組みました。(21、29ページ)
- 事業発注やフィールド提供等により、林業事業者や森林技術者等の人材育成に取り組みました。(23、27ページ)
- 民有林と連携した森林施業等の推進のため「森林共同施業団地」を設定し、一体的な路網^{*}整備等を実施しました。(25ページ)

(3) 森林環境教育や森林とのふれあい等の推進

- 「遊々の森^{ほろゆめ}」や「ふれあいの森」等の設定を進め、森林環境教育の推進や自主的な森林づくり活動を支援するためのフィールド提供、各種活動への技術指導等に取り組みました。(35、43ページ)
- 森林保全等に取り組むNPO^{*}や地域住民等と連携し、森林整備活動や再生活動等に取り組みました。(43ページ)

(4) 政策課題への率先した取組

- 森林の健全性を保つとともに、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収・貯蔵を進めるため、間伐等を推進するとともに、間伐材等の有効利用を進める観点から搬出・供給に努めるほか、庁舎や治山施設等における木材利用を推進しました。(49ページ)
- シカ等の野生鳥獣による被害を防止するため、地方自治体やNPO等と連携して、効果的な捕獲技術の開発・実用化等を含め、個体数管理や生息環境整備等の総合的な対策に取り組みました。(63ページ)
- 生物多様性の保全を図るため、適切な森林施業の計画・実施による林分構造の多様性の確保、「保護林」や「緑の回廊」の設定・変更、保全管理活動、モニタリング調査の実施等の順応的な管理経営に取り組みました。(53、69ページ)

(5) 林産物の持続的かつ計画的な供給

- 機能類型区分に応じた適切な施業の下、林産物を持続的かつ計画的に供給し、地域における木材の安定供給に貢献しました。(87ページ)
- 価格急変時の供給調整機能の発揮のため、「国有林材供給調整検討委員会」を設置し、木材市況の分析やこれに基づく供給調整を実施しました。(87ページ)

(6) 効率的な事業の実施

- 伐採・造林等の事業の民間委託や情報システムの活用等により、効率的な事業運営に努めました。(105ページ)
- 計画的な収穫量の確保や施業の低コスト化等に取り組むとともに、62億円の債務返済を行いました。(109ページ)

(7) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献

- 被災した海岸防災林の再生を進めるとともに、生活圏周辺の国有林野の除染や森林における除染に関する技術開発等のための実証事業等に取り組みました。(117ページ)